

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（案）の概要について

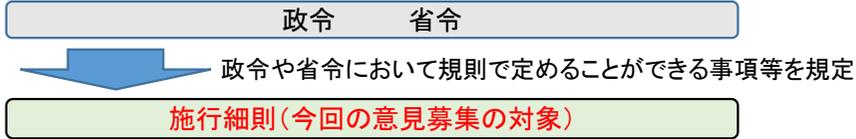
都市・まちづくり推進課

【1】法改正の概要

「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）として、令和4年5月27日に公布、昨年5月26日に施行されました。
この法律の運用において必要となる届出様式や申請時に提出を求める添付書類等を定めた宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（案）（施行細則（案））を作成しました。

【2】施行細則制定の趣旨

大分県においては、盛土規制法の円滑かつ適切は運用を行うために、政令や省令において都道府県知事が規則で定めることができる事項や、法律、政令、省令で規定されていない様式等を定めた施行細則を制定します。（議会の議決を経ずに制定することができる点が、条例と異なります。）



【3】施行細則（案）の構成

趣旨(第1条)

盛土規制法の運用に関し必要な事項を定めるとする本細則の趣旨を規定

提出書類について(第2条)

提出が必要な書類の部数を規定

証明書及び許可証の様式(第3条)

法律第7条に規定する事項の証明書等の様式を規定

宅地造成等に関する工事の許可申請時に提出を要する書類(第4条)・ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請時に提出を要する書類(第13条)

法律第12条等の許可申請に添付が必要な書類を規定

宅地造成等に関する工事の協議の申出(第5条)・ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議の申出(第14条)

法律第15条等の許可の特例の協議時に提出する書類を規定

宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出(第6条)・ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出(第15条)

法律第16条第2項等の軽微な変更を行う場合の届出様式を規定

宅地造成等に関する工事の工事計画の変更協議の申出(第7条)・ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事計画の変更協議の申出(第16条)

法律第16条第3項等の許可の特例の変更協議時に提出する書類を規定

宅地造成等に関する工事の定期の報告(第8条)・ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告(第17条)

法律第19条等の定期の報告を行う場合の届出様式を規定

宅地造成等に関する届出工事の添付書類(第9条)・ 特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の添付書類(第18条)

法律第21条等の届出を行う場合に添付する書類を規定

宅地造成等に関する届出工事の変更届出(第10条)・ 特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出(第19条)

法律第21条等の届出内容に変更があった場合に提出する届出様式を規定

宅地造成等に関する工事の中止等(第11条)・ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止等(第20条)

法律第12条等の許可等を受けた工事の中止等を行う場合に提出する届出様式を規定

特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書の 添付書類(第12条)

法律第27条第1項の届出を行う場合に添付が必要な書類を規定

【4】施行予定日

令和7年4月～5月

※ 旧法の経過措置期間が終了する令和7年5月までに、全市町村において規制区域を指定し、盛土規制法の規制運用を開始します。